

**【重要】緊急事態宣言解除後のまん延防止等重点措置に伴う本校の対応について**

期間：2021年6月21日（月）～2021年7月11日（日）迄

大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」を解除され、6月21日（月）から7月11日（日）まで「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」とされたことに伴い、本校の基本方針を更新します。

注意喚起や対応策などについては、『[学生向けWebメールシステム](#)』などを通じて発信します。

移動を行う際には十分な感染対策を行っていただきますようお願いします。コロナ禍であっても、学生への質の高い学修を確保するため、学内でも感染拡大を防止する様々な対策を実施しているところです。

**1. 授業等について**

- ・十分な感染防止対策を講じた上で6月21日（月）より対面形式で行います。  
※各学科、クラスの指示に従ってください。

**2. 登校について**

- ・登校前に発熱、咳など風邪の症状がある場合は、登校せず速やかに医療機関の診断を受けてください。その際には各学科の教職員、担任に連絡してください。
- ・入校する際は、玄関口で教職員の指導に従い、検温及び手指消毒を実施してください。

**3. 学内での注意事項について**

- ・学外も含め、学内ではマスクを着用し、三密（密閉・密集・密接）を回避する行動をとってください。
- ・大声での会話や感染リスクがある状態での会話は控えてください。
- ・複数人での食事、飲食しながらの会話は避けてください。
- ・授業終了後は、学内に留まらず速やかに帰宅してください。

**4. その他注意事項**

- ・毎日の体温測定など、適切な健康管理を行ってください。
- ・体調に異変を感じた場合は学校へ登校せず、速やかに医療機関の診断を受け指示に従ってください。
- ・保健所や医療機関の指示でPCR検査を受ける場合、同居する家族や友人、アルバイト先の同僚の方などが陽性になった場合、濃厚接触者として保健所から連絡を受けた場合などは、すみやかに学校へ連絡し、指示に従ってください。
- ・課外活動は学校が許可した上で、かつ、十分な感染予防策を講じた環境下で実施してください。

学生・教職員とその家族の命、健康を守るため、感染により学びの機会が奪われないためにも、ご理解、ご協力下さいますようお願いいたします。